

(参考) 私立高等学校への兵庫県からの支援

兵庫県では、次の私立高等学校に対する支援を実施し、保護者の皆様の経済的負担の軽減と私立高等学校の教育条件の維持向上を図っています。

1 私立高等学校及び高等学校の生徒・保護者に対する支援

兵庫県では、教職員の人件費や学校の特色ある教育経費など、私立高等学校の運営経費に対する支援を行うとともに、国と県で、私立高等学校に通う生徒やその保護者の負担軽減のため、授業料に対する支援を行っています。

| 私立高等学校の運営に対する支援 | 授業料に対する支援 |
|--------------------------------------|---|
| 県補助金の額：約123億4千万円 生徒1人あたり：352,818円 | 支援額：約56億6千万円 (就学支援金、授業料軽減補助、 学び直し支援金の合計額) |

2 その他の就学支援

入学時に、入学資金の支払いが一時困難な保護者の方々に対して30万円まで貸し付ける「入学資金貸付事業」や、月額3万円（私立高校、自宅通学者の場合）の修学資金や通学費を貸与する「高等学校奨学資金貸付事業」等を行っています。

また、私立高等学校等の生徒（平成26年度以降入学の生徒に限る）の保護者で、生活保護（生業扶助）受給世帯または市町民税と県民税の所得割額の合計額が0円の世帯の方に対し、修学旅行費、教科書費、教材費、学用品費、生徒会費等の教育に必要な経費を支援する「奨学給付金制度」を行っています。

令和元年度兵庫県私立高等学校 生徒授業料軽減補助制度について

兵庫県では、国の就学支援金に上乗せし、県の単独補助として、一定の所得以下の世帯に対して授業料軽減補助を行います。国、県いずれの制度も学校を通じて補助します。申請を希望される場合は、学校が指定する期日までに、学校へ申請してください。なお、申請の要件、授業料の軽減額などの詳しいことは学校にお問い合わせください。

県の授業料軽減補助を受けられる人

◆ 対象者の条件

兵庫県・大阪府・京都府・奈良県・滋賀県・和歌山県・岡山県・鳥取県・徳島県に設置されている私立高等学校・中等教育学校の後期課程（いずれも通信制を除く）に就学する生徒の保護者が、令和元年10月1日現在、次の両方に該当すれば軽減補助を受けることができます。

- (1) 保護者（学校教育法第16条に定める子に対して親権を行う者）が兵庫県在住であること（生徒の居住地は、寮・下宿等により兵庫県外であっても差し支えありません）。
- (2) 保護者全員の令和元年度の市町民税所得割額と県民税所得割額の合算が257,500円未満であること。
※市町民税所得割額及び県民税所得割額は、前年収入から各種控除を差し引いて算出されます。

<ご注意>

- ※ 令和元年9月30日以前に転退学した場合は、対象となりません。
- ※ 令和元年10月1日以降に転退学した場合は、月割りにより計算します。
- ※ 保護者の令和元年中（平成31年1月～令和元年12月）の所得が、平成30年4月1日以降に生じた特別な事情（転退職、入院等）のため、前年に比べて著しく減少する見込みである場合、令和元年の見込み所得で判定します。該当する場合は、学校にご相談ください。
- ※ 特別な事情が、経済的不況による失廃業、倒産等の場合は、「私立学校生徒授業料軽減臨時特別補助制度」の適用となります。
- ※ 原則として、保護者全員が兵庫県内に居住していることが要件となりますが、保護者の一方が単身赴任等で一時的に県外に居住している場合は学校にご相談ください。

市町民税所得割額・県民税所得割額とは？

市町民税所得割額とは、年間の収入金額から必要経費、扶養控除、配偶者控除など各種の所得控除を差し引いた金額に住民税の税率を乗じた金額をいいます。市(町)民税・県民税の特別徴収税額決定通知書や納税通知書に、「市(町)民税」と「県民税」のそれぞれの「所得割」と書かれた欄に記載されている金額を合計した金額です（均等割額は含みません）。

◆ 軽減される額〔生徒の学年によって条件が異なります〕

兵庫県内の私立高等学校

| 保護者の所得区分 | | 軽減金額（年額） | | |
|---|------------|------------------|-------------------|-------------------|
| | | 1年生 （令和元年度入学） | 2年生 （平成30年度入学） | 3年生 （平成29年度入学） |
| 令和元年度市町民税 所得割額と県民税所 得割額の合算額 （保護者全員の合算） | 0円 | 100,000円 | 100,000円 | 82,000円 |
| | 85,500円未満 | 108,000円 | 95,000円 | |
| | 257,500円未満 | 87,000円 | 54,000円 | 21,000円 |

※平成28年度以前に入学し、原級留置等により在籍している場合は、入学時の制度が引き続き適用となります。

※在学中、支給を受けられるのは3回のみです。

【参考：国の制度（就学支援金）を含む授業料軽減額】

兵庫県内の私立高等学校

| 保護者の所得区分 | | 軽減金額（年額） | | | |
|------------------------------|------------|------------------|-------------------|-------------------|----------|
| | | 1年生 （令和元年度入学） | 2年生 （平成30年度入学） | 3年生 （平成29年度入学） | |
| 保護者全員の市町民税所得割額と県民税所得割額を合算した額 | 0円 | 兵庫県 | 100,000円 | 100,000円 | 82,000円 |
| | | 国 | 297,000円 | 297,000円 | 297,000円 |
| | | 合計 | 397,000円 | 397,000円 | 379,000円 |
| | 85,500円未満 | 兵庫県 | 108,000円 | 95,000円 | 82,000円 |
| | | 国 | 237,600円 | 237,600円 | 237,000円 |
| | | 合計 | 345,600円 | 332,600円 | 319,600円 |
| | 257,500円未満 | 兵庫県 | 87,000円 | 54,000円 | 21,000円 |
| | | 国 | 178,200円 | 178,200円 | 178,200円 |
| | | 合計 | 265,200円 | 232,200円 | 199,200円 |
| | 507,000円未満 | 兵庫県 | 0円 | 0円 | 0円 |
| | | 国 | 118,800円 | 118,800円 | 118,800円 |
| | | 合計 | 118,800円 | 118,800円 | 118,800円 |

※市町民税所得割額と県民税所得割額の合計額が507,000円以上の場合、国の就学支援金対象外

◆ 申請書の提出

○提出先：生徒が在籍する学校

○必要書類

・申請書

・その他学校が指定する書類

※国の制度（就学支援金）の所得区分を準用して認定するため、所得に関する証明書類の提出は不要です。

○提出期限：学校が指定する日（期限を過ぎた場合は申請できません）。

◆ 決定の通知

授業料軽減の対象者として決定された場合は、軽減額等を学校から通知します。軽減の決定（県から学校への通知）は11月頃の予定です。

軽減の実施（県から学校への補助金の交付）は、12月～1月頃になる予定です。

なお、虚偽の申請等が判明した場合は、軽減措置が取り消されます。

◆市町民税所得割額及び県民税所得割額は以下の書類で確認できます。

○課税証明書（市区町役場、出張所で発行）

○市民税・県民税等の「特別徴収税額の決定・変更通知書」

（勤務先を通じて配布。6月頃に配布されます。）

○住民税納税通知書（自営業等、自分で申告している場合に市町から送付）

※源泉徴収票では確認できません。

◆市町民税と県民税の所得割額のみ合算します。均等割額は含みません。

（税額控除を受けている場合、税額控除後の額で判定します。）